

2020年5月

IFRS®基準
公開草案 ED/2020/3

負債の流動又は非流動への分類 – 発効日の延期

IAS第1号の修正案

コメント期限：2020年6月3日

公開草案

負債の流動又は非流動への分類 — 発効 日の延期

IAS 第 1 号の修正案

コメント期限：2020年6月3日

IAS 第 1 号の修正案

Exposure Draft ED/2020/3 *Classification of Liabilities as Current or Non-current – Deferral of Effective Date* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by **3 June 2020** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-911629-73-3

Copyright © 2020 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of Board publications may be obtained from the Foundation by emailing to publications@ifrs.org or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the 'IASB® logo', 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

負債の流動又は非流動への分類 — 発効 日の延期

IAS 第 1 号の修正案

コメント期限：2020年6月3日

IAS 第 1 号の修正案

公開草案 ED/2020/3「負債の流動又は非流動への分類 – 発効日の延期」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めることのみのために公表したものである。コメントは、2020年6月3日までに到着する必要があるため、commentletters@ifrs.org への電子メール又はオンラインで <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN: 978-1-911629-73-3

コピーライト © 2020 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licences@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは、publications@ifrs.org への電子メールにより当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IASB® ロゴ’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
コメント募集	6
[案] IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正	8
審議会による 2020 年 5 月公表の公開草案「負債の流動又は非流動への分類 — 発効日の延期」の承認	9
本公開草案に関する結論の根拠	10

コメント募集

2020 年 1 月に国際会計基準審議会（当審議会）は、「負債の流動又は非流動への分類」を公表した。IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を修正したものである。当審議会が本公開草案を公表したのは、当該修正の発効日を 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に延期するためである。当該修正の早期適用は引き続き認められる。

当審議会は、本公開草案「負債の流動又は非流動への分類 – 発効日の延期」に対するコメントを募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に対応している。
- (b) 関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案において翻訳が困難な語句を識別している。
- (e) 該当がある場合には、当審議会が検討すべき代替案を含んでいる。

当審議会は、2020 年 1 月に公表した修正のうち本公開草案で扱っていない事項についてはコメントを求めている。

コメント提出者への質問

質問
当審議会は、IAS 第 1 号の修正「負債の流動又は非流動への分類」の発効日を 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に延期することを提案している。この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

期 限

当審議会は、2020 年 6 月 3 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

IFRS 財団のオフィスは、政府のコロナウイルス・パンデミック対策に沿って一時的に閉鎖している。しかし、我々は業務を行っており、これらの修正案を最終確定するにあたり回答者の意見を考慮する。コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

負債の流動又は非流動への分類—発効日の延期

次のステップ

当審議会は、本公開草案における提案について受け取るコメントを検討し、この修正の発効日の延期を進めるべきかどうかを決定する。

[案] IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正

第 139U 項を修正する。削除する文言には取消線、新規の文言には下線を付している。

経過措置及び発効日

...

139U 2020年1月公表の「負債の流動又は非流動への分類」により、第69項、第73項、第74項及び第76項が修正され、第72A項、第75A項、第76A項及び第76B項が追加された。企業は当該修正を~~2022~~2023年1月1日以後開始する事業年度に IAS 第8号に従って遡及適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

審議会による 2020 年 5 月公表の公開草案「負債の流動又は非流動への分類 — 発効日の延期」の承認

公開草案「負債の流動又は非流動への分類 — 発効日の延期」（IAS 第 1 号の修正を提案している）は、国際会計基準審議会の 14 名のメンバー全員により公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト 議長

スザンヌ・ロイド 副議長

ニック・アンダーソン

タデウ・センドン

マルティン・エーデルマン

フランソワーズ・フローレス

ゲイリー・カブレック

陸 建橋

ダレル・スコット

トーマス・スコット

徐 正雨

鈴木 理加

アン・ターカ

メアリー・トーカー

公開草案「負債の流動又は非流動への分類— 発効日の延期」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、本修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。この結論の根拠は、国際会計基準審議会（当審議会）が本修正案を開発した際の検討事項をまとめている。個々の審議会メンバーにより議論での重点の置き方は異なっていた。

- BC1 2020 年 1 月に当審議会は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を修正する「負債の流動又は非流動への分類」を、負債の表示に関する IAS 第 1 号の要求事項を明確化するために公表した。当審議会は、これらの修正により一部の企業は債務を非流動から流動に分類変更する結果となり、それらの企業の融資特約条項への遵守に影響を与える可能性があることに留意した。このため、当該修正の発効日は、影響を受ける企業に対し、必要な場合に融資特約条項を再交渉するための十分な時間を与えるように設定された。当審議会は、企業は当該修正を、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に遡及適用しなければならないと決定した。
- BC2 2020 年 4 月に当審議会は covid-19（新型コロナウイルス疾患）パンデミックが財務報告に与える影響について議論した。当審議会は、このパンデミックにより、これらの修正から生じる分類変更の適用を遅延させる可能性のある圧力が生じていることに留意した。また、それにより、融資特約条項の再交渉の開始が遅れ、その再交渉に要する期間が長くなる可能性もある。
- BC3 当審議会は、発効日の延期は、当該修正がもたらすことを意図している負債の分類の改善の適用を遅延させることになることに留意した。しかし、当該修正は、要求される会計処理を根本的に変更するのではなく、負債の表示に関する要求事項を明確化するものであり、認識及び測定の実質的な要求事項は当該修正の影響を受けない。このため、当審議会は、著しい混乱の期間中延期することによる利益の方が不利益を上回るであろうと結論を下した。したがって、企業に運用上の救済を与えるため、当審議会は、当該修正の発効日を 1 年延期して 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とするよう提案することを決定した。
- BC4 当審議会は、開示要求を修正案の一部として導入すべきかどうかを検討したが、これは不要であると結論を下した。企業は IAS 第 8 号の第 30 項に準拠することを要求されるからである。同項の適用により、2020 年 1 月に公表された修正の適用が企業の財務諸表に与える可能性のある影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報の開示が要求される。
- BC5 当審議会は、2020 年 1 月公表の「負債の流動又は非流動への分類」に対して、発効日の延期以外の変更は提案していない。当該修正の早期適用は引き続き認められる。